

公金受取口座の登録における「行政機関等経由登録の特例制度」の創設 改正概要

背景

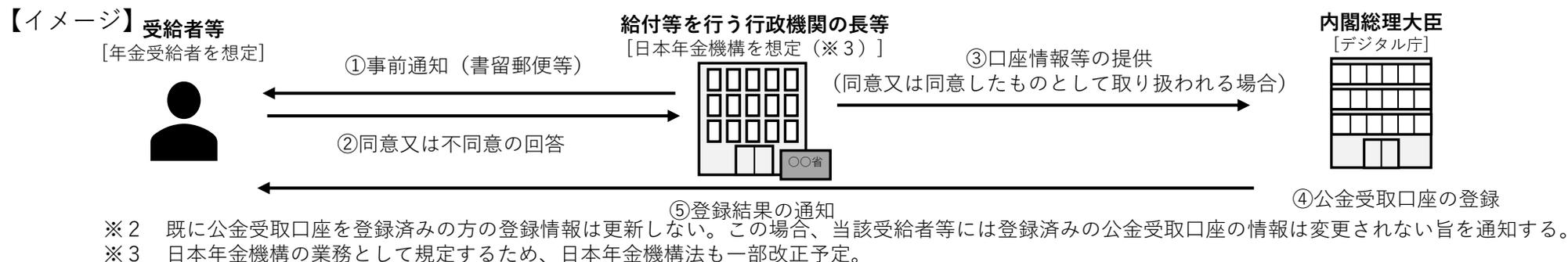
- 現行法では、①マイナポータル経由、②行政機関等経由、③金融機関経由[2023年度下期以降順次開始予定]の3種類の登録方法がある。
- 迅速かつ確実な給付の実現に向け、デジタルに不慣れな方でも簡易に公金受取口座の登録をできるよう登録方法の拡充を図る。

[2023年1月末時点の登録件数は約3,790万件]

公金受取口座登録法の一部改正（「行政機関等経由登録の特例制度」の創設）

- 給付口座情報等を保有する行政機関の長等から、受給者等に対し下記を事前通知（書留郵便等）。
 - ・ 口座情報等を内閣総理大臣（デジタル庁）に提供することに同意（又は不同意）の回答を求める旨、
 - ・ 同意の場合には当該口座情報等が登録される旨、
 - ・ 一定期間（30日以上を想定）内に回答がないときは同意したものとして取り扱われる旨 等
- 受給者等が同意したとき（同意したものとして取り扱われる場合を含む）は、行政機関の長等は当該情報を内閣総理大臣に提供できる。
- 内閣総理大臣は当該口座情報等を公金受取口座として登録し、登録結果を受給者等に通知する。

※1 給付毎に口座を使い分ける方も想定され、どの口座が登録されるのかという受給者の混乱を回避するため、特例制度の対象となる給付を限定する必要がある。その限定にあたっては、ご高齢の方の登録率等も踏まえ、年金給付を対象に実施することを想定。



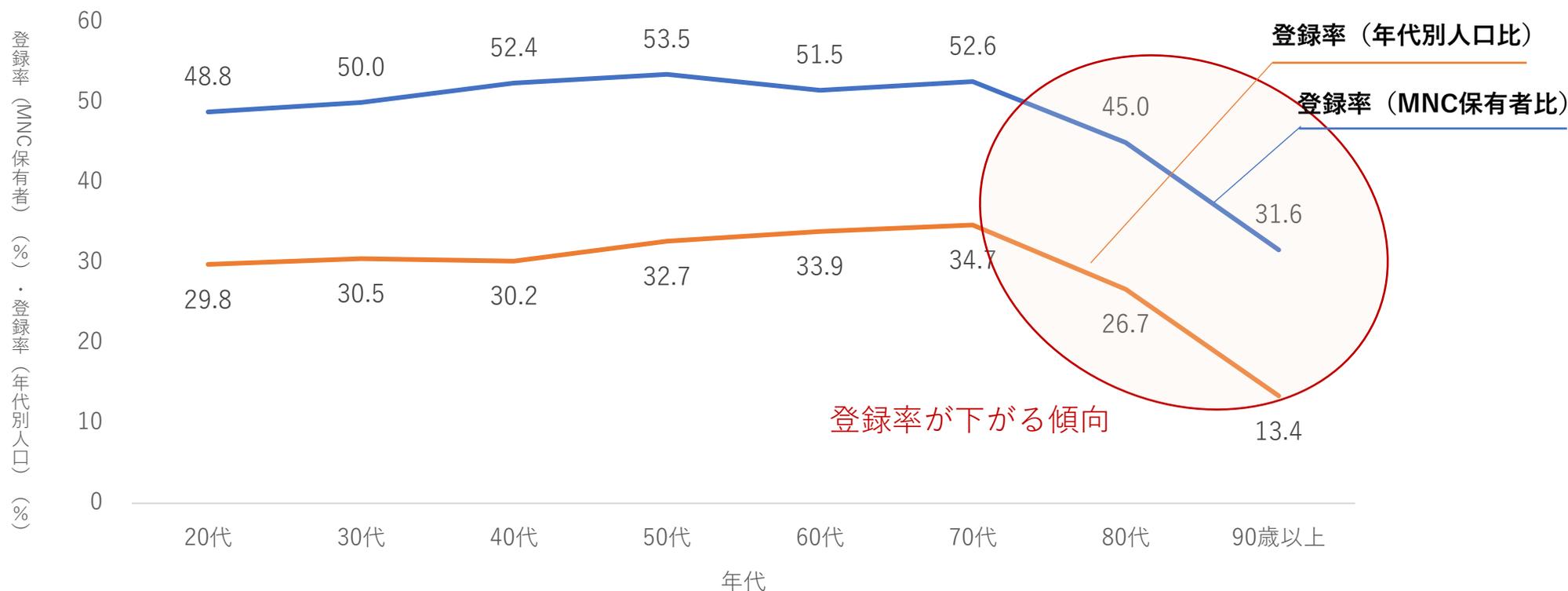
改正の効果

- デジタルに不慣れな方も簡易に公金受取口座の登録を行うことを可能にするとともに、給付の迅速化を図る。

(参考) 特例制度において年金受給者を対象にする理由

- 公金受取口座の登録率を年代別にみた場合、高齢世代では顕著に低下。
- また、マイナンバーカード（以下「MNC」）保有者に占める公金受取口座の登録率においても、特に高齢世代の登録割合が低い傾向。

➡ 高齢世代の場合、MNCを利用してマイナポータル経由で口座登録を行うデジタル的な手法に不慣れな方の存在が、登録が進まない要因となっている可能性。



※1 登録率 (MNC保有者比) = 年代毎の公金受取口座の登録件数 (2023年1月末時点) / 年代毎のMNC交付数 (2023年1月末時点) × 100

※2 登録率 (年代別人口比) = 年代毎の公金受取口座の登録件数 (2023年1月末時点) / 年代毎の人口 (2022年1月1日時点) × 100

年金受給者を対象として事業を実施する場合には、受給者の同意取得を丁寧に進められるよう、デジタル庁と緊密に連携して事業の調整を行う。

主な課題

対応

不同意の回答を行う機会の確保等

- ・ 事前通知（意向確認書の送付）は**書留郵便**により行う
- ・ **不同意の回答を失念・期限超過していた場合でも変更・抹消（※）はいつでも可能。**
（※）行政機関ではなく、ご本人自らマイナポータルや金融機関経由で手続きを行っていただく
- ・ 公金受取口座としていつ時点の口座情報が登録されることになるのかについて一律に設定。

認知症の方・知的障害のある方への対応

- ・ 口座登録に係る上記の取り扱いを丁寧に周知・案内
- ・ **代理人による意思表示のほか、御家族の方などの支援を受けて意思表示を行うことを可能とする予定**
- ・ **支援者に制度周知**がなされるよう、デジタル庁・厚生労働省の連名で地方自治体等に対し協力依頼を行うことを予定

（※）年金生活者支援給付金の請求など、御家族等の支援者による代筆等の支援の下で請求を行う事例も参考とする

郵送物の到着や内容を把握しにくい方への対応

- ・ 視覚障害の方については音声コードを追加することを検討
- ・ **本人が了知しえない場合（例：単身世帯の方が入院中等）は未達となり、同意・不同意の意思があったものとはみなさない**（口座登録は行われない）

※ 給付毎に口座を使い分ける方も想定され、どの口座が登録されるのかという受給者の混乱を回避するため、特例制度の対象となる給付を限定する必要。

その限定にあたっては、ご高齢の方の登録率等も踏まえ、年金給付を対象に実施することを想定。

※ 事業に要する費用額（郵送費（書留郵便）・システム改修費用）、事業実施時期（システムの調達・開発内容に関連）について調整中